

其後者ニ于以... 本ノ外... 丁銀... 二... 于... 廿日廿日

謝辭... 謝辭... 謝辭

大正十二年五月廿八日

財團法人協調會大阪支所

ヲ減給セサル事トスノ一ヶ條ヲ發表シ他ハ明廿六日發表スル事トナセリ職工側代表退場シテ更ニ協議ヲ重ネタリ

五月廿六日

午後四時半工場側ハ職工側代表ニ左記ノ回答書ヲ發表セリ

一、就業時間ニ對シテハ

正味九時間半トシテ減給セサル事

二、解雇手當ノ件

滿一ヶ年ヲ超過セル時ハ二十日間以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ

一ヶ年十日増但シ解雇當時ノ額ニ依ルモノトシ最大限二百

四十日間

三、退職功勞手當

滿十ヶ年勤續シテ年齢五十五歳以上ノモノ退職ノ時前項ニ

依ル事四五六七ハ採用セス

八、承諾ス

財團法人協調會大阪支所